

太子町ネットワーク構築業務にかかる
プロポーザル実施要領

1 主旨

太子町では、平成28年度に構築した自治体3層分離のネットワーク(以下「現行ネットワーク」という。)を用いて、高いセキュリティのもと行政事務を行ってきた。しかしながら、現行ネットワークでは、ネットワーク分離に伴う非効率な作業を強いられ、職員の負担となっている。また、インターネット接続が直接できないことから、クラウドサービスの利活用をしにくく、インターネット接続が必須となるライセンス認証ができない、Web会議が自席でできない、テレワークができないといった弊害が発生している。

そこで、自治体行政事務効率化のボトルネックともなっている現行ネットワーク(α モデル)から「ゼロトラストアーキテクチャに基づいた β (β')モデル」へと見直し、高いセキュリティを担保しながらも、職員にとってより事務効率が高く、その上セキュリティを確保したネットワーク環境を構築することを目的とする。

この要領は、太子町ネットワーク構築業者をプロポーザル方式により選考するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 太子町ネットワーク構築業務(以下「本事業」という。)
- (2) 業務場所 太子町役場(〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鵜280番地1)
- (3) 業務内容 別に定める「太子町ネットワーク構築業務にかかるプロポーザル仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(4) 履行期間

システム構築期間(2か年実施)

構築及び切替期間

令和6年度(契約締結日から令和7年3月31日まで)

庁舎内部署

令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

出先機関

(5) 事業上限額 138,270,000円(税込)

ただし、令和6年度の事業として88,000,000円(税込)、令和7年度事業として50,270,000円(税込)を支払い上限とし、それぞれの年度の上限額を超えた場合は、失格とする。

また、価格には、「システム構築費、システム使用料、ネットワークの敷設費、通信料等及び運用・保守にかかる経費」を含めたものとする。また、消費税は10%として計算するが、契約期間中に消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等が発生した場合は相当額を加減して支払うこととする。

3 スケジュール

本プロポーザルの実施にかかる日程は次のとおり予定している。

令和6年 6月24日(月) ホームページへ掲載(実施要領、各種様式等)

令和6年 6月24日(月)から7月5日(金)午後5時まで 質問書の提出(電子メールにて提出)

令和6年 7月10日(水)午後5時まで 質問の回答(ホームページにて回答)

令和6年 7月17日(水)午後5時まで プロポーザル参加意思確認書提出期限(消印有効)

令和6年 7月18日(木)から7月24日(水)午後5時まで 提出書類の受付
令和6年 7月24日(水)午後5時まで 辞退届提出期限
令和6年 8月6日(火)・7日(水) プレゼンテーション(デモ含む)【2日間】
令和6年 8月14日(水)まで 審査結果通知送付、HPへ結果公表
令和6年 8月末まで 契約締結・システム構築開始

4 応募資格

本事業は、高度なネットワーク知識及びセキュリティ知識を有する必要があることと、太子町と密に連携してシステムを構築・運用する必要があるため、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 「兵庫県太子町競争入札参加資格者名簿(役務)」のうち、「コンピュータ機器設置関連・ソフト開発」に登録している者であること。

登録がない場合は、「5応募手続き等(3)プロポーザル参加意思確認書」提出期限までに登録を完了すること。

- (2) (1)を満たす者のうち、大阪府、京都府、兵庫県、岡山県又は鳥取県内に事業所を有する者であること。

- (3) 過去5年間に国、地方公共団体においてネットワークやセキュリティに関連する業務経験を有する者であること。

- (4) ISMS(情報セキュリティマネジメント)又はプライバシーマーク登録の認定を受けていること。

- (5) プロジェクトに関わる主要な者(プロジェクトリーダー等)が、ネットワーク及びセキュリティに関する高度な資格を有していること。資格情報は、【別表1】企画提案書の作成要領「0会社概要(3)推進体制(人員等)」に明記すること。

- (6) プロジェクトに関わる全ての者が、システムの構成等を外部に漏らさないこと。ただし、別途太子町が許可した場合はこの限りではない。

- (7) 一度システムを構築して終わりではなく、常にシステムを改善していく姿勢があること。構築後もよりよいネットワーク構成や運用を研究し続け、太子町と共同で完成度を高めていくことが可能な者であること。

また、本業務で得た知見を活かし、太子町に限らず、他の地方公共団体のネットワーク構築を推進する意欲を持った者であること。

5 応募手続き等

- (1) 実施要領等の掲載

令和6年6月24日(月)に太子町のホームページへ掲載する。(各種様式も同様。)

※ただし、本事業は庁内のネットワーク構成やセキュリティに関する内容のため、仕様書及び太子町ネットワーク構築業務機能要件書(様式4)はホームページに掲載しないので、次に示す方法によりデータを入手すること

実施要領等を確認し、その段階で応募の意思(応募予定を含む)がある場合「11 担当部署」へメールを送ること。

メールを受信した太子町は、仕様書及び太子町ネットワーク構築業務機能要件書(様式4)を添付した到達確認のメールを返信する。到達確認のメールが届かない場合は、「11 担当部署」に電話等で確認すること。目安として、到達確認のメールは3営業日以内に送信する。

なお、太子町に送付するメールのタイトルや本文は、以下のフォーマットに従うこと。

・タイトル:【応募予定】太子町ネットワーク構築業務【〇〇(会社名を記入)】

・本文:

太子町ネットワーク構築業務に応募予定です。
仕様書及び太子町ネットワーク構築業務機能要件書(様式4)を送付願います。

会社名:

担当者名:

電話番号:

メールアドレス:

(2) 質問書

実施要領、仕様書等の内容について、下記のとおり質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点の詳細等、審査に支障をきたす質問については受け付けず、回答も行わない。

①受付期間

令和6年6月24日(月)から令和6年7月5日(金)午後5時まで

②提出方法

質問書(様式1)を作成し、件名を「【質問書送付】太子町ネットワーク構築質問書【〇〇(会社名を記入)】」とした上で「11 担当部署」へメールに添付した形で提出すること。メール本文については自由とする。

なお、電話や担当課窓口、郵送、FAXによる質問・問い合わせには応じない。

③質問への回答

上記の質問に対する回答については、令和6年7月10日(水)午後5時までに質問者を特定できない形で太子町のホームページに掲載する。

(3) プロポーザル参加意思確認書

質問への回答を踏まえた上でプロポーザルへ参加する者は、令和6年7月17日(水)午後5時まで(消印有効)にプロポーザル参加意思確認書(様式2)を提出すること。

※プロポーザル審査の日程については、様式2の希望日をもとに割り振り、令和6年7月19日(金)にメールにて通知する。

(4) その他

本プロポーザルにあたっては質問期間を設けており、参加者は実施要領や仕様書等の内容について不明や錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

6 企画提案書等の提出

企画提案者は、下記のとおり企画提案書等を提出するものとする。

(1)提出書類

①企画提案書提出届(様式3)

②企画提案書(様式自由)

※A4縦型もしくは横型用紙両面印刷とする。ページ数は多くても30から40ページ程度(ページ番号を記載すること)で文字は12ポイントを基本とし、専門知識を有しない者でも理解しやすい表現を用いた資料とすること。

③太子町ネットワーク構築業務機能要件書(様式4)

④価格提案書(様式5)

⑤リーフレット・カタログ等

(2)企画提案書の作成要領

企画提案書の作成要領は【別表1】のとおりとする。

内容は簡潔かつ明瞭に記載し、専門的な知識を有しない者でも理解できる表現とすること。また、仕様書を熟読の上、提案する項目等を分かりやすく記述すること。

(3)太子町ネットワーク構築業務機能要件書

太子町ネットワーク構築業務機能要件書(様式4)の各要件に対応状況を記載し、資料が必要なものは添付して提出すること。太子町ネットワーク構築業務機能要件書に記載する対応状況の凡例は以下のとおりとする。

A:パッケージやサービスの標準機能として実現可能である。(カスタマイズ等不要)

B:後年度の保守費に影響のない無償のカスタマイズ、又は運用の見直し、代替案(無償)で実現可能である。

C:実現には有償カスタマイズ等が必要である。

D:機能は実現不可能である。

※Bについては、代替案がある場合は代替案を、Cについては、カスタマイズにかかる費用を機能要件書の備考欄に記入すること。

(4)価格提案書

様式5に本業務に係る年度毎の見積金額を記入の上、提出すること。記入する見積金額については、下記に示す項目毎に記入すること。

①システム構築費用(構築に係る人件費、サーバ等のハードウェア購入費等)

②カスタマイズ費用

③システム使用料(ライセンス使用料やクラウドサービス使用料を含む)

④稼働後の保守・運用費用

【別表2】審査・評価基準の表・価格提案書における点数は、令和6,7年度の構築費(①、②)及び運用費(③、④)並びに令和12年度末までの運用費(③、④)の総合計で評価する。

ただし、令和8年度から令和12年度末までの運用費(③、④)については、この金額をもって契約金額を束縛するものではない。

また、各項目それぞれの個表について価格明細一覧を作成し、見積合計金額を提出すること。

①システム構築費用

本システムを構築するのに必要な人件費やサーバ、ネットワーク機器等の購入費用を記載

すること。現在使用しているシステムのデータ移行に費用が発生する場合も含む。

②カスタマイズ費用

標準機能にないカスタマイズに係る費用を記入すること。

③システム使用料

年度(もしくは月)毎に発生するクラウドサービスの利用料、ソフトウェア等のライセンス使用料を必要とする場合の費用を記入すること。ただし、OSやミドルウェア等の構築時に必要となる一時的な費用については、「①システム構築費」に含めること。

④稼働後の保守・運用費用

令和6年度、令和7年度及び構築後となる令和8年度から令和12年度末まで(5年間)のハードウェア等の保守費用やシステム利用に係るサポート等の運用に係る費用を記入すること。

(5) 受付期間及び提出方法

①受付期間 令和6年7月18日(木)から令和6年7月24日(水)午後5時まで

②提出方法 持参(土・日を除く午前9時から午後5時まで)又は郵送(書留に限る。消印有効。)によること。

③提出先 「11 担当部署」へ提出すること。

④提出部数

- ・企画提案書提出届・・・紙媒体1部
- ・企画提案書、太子町ネットワーク構築機能要件書及び価格提案書
・・・紙媒体11部、CD又はDVDの電子媒体1式
- ・リーフレット・カタログ等・・・紙媒体11部

7 辞退届

プロポーザル参加意思確認書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を次の方法で提出すること。

(1) 提出期限 令和6年7月24日(水)午後5時まで

(2) 提出方法 持参(土・日・祝日を除く午前9時～午後5時まで)又は郵送(消印有効)によること。

(3) 提出先 「11 担当部署」へ提出すること。

8 プレゼンテーション(デモンストレーション含む)

(1) 日 時 令和6年8月6日(火)・8月7日(水)

次の表で示す発表枠のうち1提案事業者につき1枠でプレゼンテーションを実施する。

	令和6年8月6日(火)	令和6年8月7日(水)
午前9時30分から午前10時30分まで	現地orオンライン	現地orオンライン
午前10時40分から午前11時40分まで	現地orオンライン	現地orオンライン
午後1時30分から午後2時30分まで	現地orオンライン	現地orオンライン
午後2時40分から午後3時40分まで	現地orオンライン	現地orオンライン

プレゼンテーション発表枠

(2) 場 所 太子町役場 交流棟2階スペース2(現地の場合)

(3) 説明時間 プレゼンテーション(デモンストレーション含む)は準備を含め40分とし、その後10分程度の質疑応答を行う。(必要であれば画面説明可)その後、10分程度で片づけを行うこと。

(4) プレゼンテーション方法(オンライン)

プレゼンテーションの方法について、(2)に示す現地で実施するもののほか、オンライン会議システムを利用したプレゼンテーションを可とする。オンライン会議システムを利用したプレゼンテーションを行う場合は、以下の方法で実施する。

①様式2プロポーザル参加意思確認書内のプレゼンテーション方法を「オンライン会議」に選択する。

②オンライン会議を選択した提案事業者は、プレゼンテーションの前日までにオンライン会議のURLや会議室情報等を「11 担当部署」宛てにメール(様式任意)を送付する。

③プレゼンテーション当日のプレゼンテーション開始10分前までに、当町の担当者が会議室に入室可能な状態にしておくこと。

④音声や映像のチェックは、プレゼンテーション開始10分前からプレゼンテーション開始までの間に行うこと。

⑤プレゼンテーション中、音声トラブル等が発生した場合においても、プレゼンテーションの時間を延長する等の対応は行わない。

⑥その他説明時間等の制約は、現地にて行うプレゼンテーションと同じものとする。

(5) 留意事項

①プレゼンテーション及びデモンストレーションに必要な機材として、モニタ(接続端子はHDMIのみとする)太子町にて準備するが、説明資料及び説明やデモンストレーションに使用するパソコン等その他の機器は各社で用意するものとする。

ただし、オンライン会議システムによるプレゼンテーションを行う場合、会議に参加するパソコンは太子町にて準備する。

②使用するモニタは55インチ、アスペクト比16:9の横長のモニタとする。

③プレゼンテーションを行う会場及びオンライン会議へ入室可能な提案者については、管理責任者、主担当技術者等を含む3名までとする。

④企画提案書等の作成及びプレゼンテーション等にかかる費用は企画提案者の負担とする。

⑤プレゼンテーションを行う日時、部屋のレイアウトや待合室等については、プロポーザル審査日程通知(令和6年7月19日(金)に発出予定)に合わせて示す。

⑥審査員には、専門知識を有しない者もいるため、理解しやすい表現・説明とすること。

9 審査・評価方法

選考委員6名が企画提案書等の審査を行い、下記の手続きにより契約候補者を選考する。

(1) 参加資格確認

参加資格及び条件等の確認

(2) 提案内容審査

企画提案書、太子町ネットワーク構築業務機能要件書、価格提案書、プレゼンテーション及びデモンストレーションの内容により評価した点数を集計し、評価点が最も高い企画提案者から、第1位契約候補者、第2位契約候補者を選考する。ただし、契約候補者に選ばれた企画提案者が辞退した場合等、不都合が生じた際は、次点者との協議を行い決定する。

(3) 選考結果

選考結果はホームページに掲載するが、選考内容に関する問い合わせ、異議等は受け付けないものとする。

(4) 審査基準

審査は、【別表2】審査・評価基準に基づき総合的に判断する。

10 その他留意事項

(1) 提出された書類は返却しないものとする。

(2) 提出書類等に記載された個人情報には本業務の委託事業者の選考のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。

(3) 事業者が参加要件を満たさなくなった場合、提出書類に不備、虚偽があった場合は失格とする。

(4) 太子町から知り得た情報(周知の情報を除く)は、「太子町情報セキュリティポリシー」に準ずることとし、本システムの提案、契約、構築、運用の目的以外に使用せず、辞退者、契約者及び契約に至らなかったいずれの者も機密として保持し、第三者に開示もしくは漏洩しないように必要な措置をとること。

ただし、営業の範囲において、本システムの構成等を他の自治体等へ情報提供する場合は、太子町のセキュリティに影響を及ぼさない範囲までとし、必ず太子町の許可を得ること。

11 担当部署(提出先・問合せ先)

兵庫県太子町役場 総務部 総務課 情報推進係(担当:井口、小西、薬師寺)

※持ち込みの場合は、兵庫県太子町役場交流棟3階総務課窓口とする。

※書類等の窓口受付時間は土・日・祝日を除く午前9時～午後5時までとする。

〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鵜280番地1

電話:079-277-1010(代表兼直通番号)

FAX:079-276-3892

メールアドレス:soumu@town.hyogo-taishi.lg.jp

【別表1】企画提案書の作成要領

区 分		内 容 等
0	会社概要	(1) 会社概要(資本金、従業員等) ※ISMS(情報セキュリティマネジメント)又はプライバシーマーク登録証の写しを別途提出すること。
		(2) 地方自治体のネットワーク及びセキュリティに関する導入・構築・関連業務実績(過去5年間)
		(3) 推進体制(人員等) ※ネットワーク並びにセキュリティに関する資格については、必ず明記すること
1	本業務に関する基本的な考え方	(1) 提案にあたっての基本的な考え方・アピールポイント
		(2) 提案システム構築にあたっての留意点・重点箇所
2	提案システムの概要	(1) 提案システムのコンセプト、特徴など
		(2) カスタマイズの方針、考え方など(どこまでが無償対応可能か)
		(3) 既存ネットワークからの移行(手順・計画等)
3	提案システムの機能・構成	(1) 提案システムの全体構成・構成図(ハードウェア要件一覧及びソフトウェア一覧)
		(2) 提案システムの稼働に必要な環境条件(端末要件など)
		(3) 提案システムの機能一覧
		(4) 提案システム間の連携
4	性能・信頼性・安全性	(1) 太子町の利用を前提とした性能要件(安定稼働性、レスポンスなど)の考え方
		(2) 提案システムのセキュリティ要件
		(3) セキュリティ要件を担保した上で、利用者の利便性の向上が図れる手法についての考え方
5	可用性・耐障害性要件	(1) 障害発生時に、業務に影響を与えないための具体的な方策
		(2) 各種重要な情報のバックアップ及びリカバリーの考え方
		(3) 障害発生時の体制
6	プロジェクトの管理・実施体制	(1) 本業務の管理方針、手法、管理体制
		(2) 本業務のスケジュール(移行作業の期間・作業内容・作業量・担当を明確にした計画)
		(3) 太子町に要求する、又は太子町が行うべき作業内容(できる限り具体的に)
		(4) 提案システム稼働後の管理体制
7	提案システム運用保守条件	(1) 提案システム運用保守の方針・手法(提案システムの稼働時間、稼働環境、運用保守体制の内容など)

		(2) 太子町からの問い合わせへの対応
		(3) 障害対応への考え方
8	研修	(1) 職員研修の計画(実施時期・方法など)
		(2) 本稼働後の支援体制・アフターフォロー
9	その他	(1) 太子町の特徴(将来推計人口、面積、施設数など)を捉えた独自のアピールポイント・追加提案など
		(2) 将来性(提案システムを導入した際に、住民へどのようなサービス提供が可能と見込まれるか)

【別表2】審査・評価基準

審査項目	配点
事業者評価・企画提案書	260
太子町ネットワーク構築機能要件	300
価格提案書	200
プレゼンテーション(デモ含む)	240
合計	1,000